

# 届出制度・情報開示制度および認証制度と 支援・インセンティブの体系（案）

## 届出制度

目的：行政が管理実態を把握し、実態に応じた支援を行う

方法：全マンションを対象に、定期的（3～5年に1回程度）に届出を求める

届出項目は

- ・ **必須**回答項目（組合活動の有無が確認できる最低限の項目）
- ・ **任意**回答項目（さらに管理実態を把握するための項目）

届出をしていないマンション

市は相談対応や普及啓発（セミナー・DM等）、組合設立支援や管理規約作成支援を行い、届出と適正管理を促す

届出をしたマンション

市は届出をしていないマンションへの支援に加えて、補助金、アドバイザー派遣などの支援を行い、より良い管理を促す

※届出の提出を促進するため、補助制度等の拡充を検討

届出をしたマンションは情報開示へ

## 情報開示制度

目的：管理状況の開示による市場評価への波及

方法：市HPにおいて、管理組合の合意を得て、届出内容を開示する

（開示するレベルは以下の2段階から管理組合が選択）

マンション名と届出内容（必須項目のみ）を開示

届出内容（全項目）を開示

※開示する項目は市場評価に連動するものを検討

情報開示したマンションは認証へ

## 認証制度

目的：優良な管理状況の表示による市場評価の向上

方法：以下の①、②を総合的に評価し、市が認証する

認証を受けたマンション名を公表する

なお、認証期間は3～5年程度とする

- ※①市の定める基準（管理適正化指針、標準管理規約、修繕積立金ガイドライン等を参考に作成）への到達状況を評価
- ※②管理組合の運営状況・独自の取組みを評価

※認証によるインセンティブを検討